

156) 米国在住のKさんの日本の贈与税のケーススタディ

2025年1月と8月、ノマドダイスケ氏のYouTube チャンネルに、20年以上米国在住の日本人女性Kさんに、日本の贈与税約2,000万円が請求された事例の動画有り



<https://youtu.be/sfbCtAZFIHY?si=HDVWPgClnIzBqb6U>



<https://youtu.be/PVDd0b052t0?si=160wenPlgFWibhA7>

156) 米国在住のKさんの日本の贈与税のケーススタディ

(背景)

- * Kさんは老後の為に、日本の住宅を約7,300万円で購入
- * 10%の頭金730万円はKさんが自身の日本の銀行口座から支払い、残り90%の6,570万円は夫が米国の自身の銀行口座からKさんの日本の銀行口座に送金し、Kさんが不動産販売会社に支払い、その不動産はKさんの単独名義で登記
- * その後、日本の税務署から米国人の夫からのKさんへの住宅資金提供は日本の贈与税の対象として、Kさんに日本の贈与税を支払う様督促有り

* この6,570万円の日本の贈与税額は以下の通り
(6,570万円 - 110万円 (暦年非課税) - 2,000万円 (配偶者間の住宅贈与特例))
= 4,460万円 (贈与税課税対象額)
(4,460万円 x 55% (贈与税率) - 400万円 (税額控除) = 2,053万円 (贈与税)

156) 米国在住のKさんの日本の贈与税のケーススタディ

そもそも、Kさんは現在も米国の永住権（Green Card）を保持して米国の税務上の居住者として米国に納税義務が有るか、又は米国の永住権を放棄して日本に本帰国し、日本の税務上の居住者として日本に納税義務が有るか不明

しかし、このケースは、以下の様にすれば、日本の贈与税の対象にはならなかったのではと思われる

Kさんが、米国の税法上の居住者で有った間に、夫から6,570万円の贈与を受ける（米国では米国籍同士の配偶者間の贈与は無制限で非課税。米国籍の人から非米国籍の配偶者への贈与は年間US\$190k（約2,850万円）まで、更に一般的に生涯でUS\$13.99m（約21億円）まで非課税（2025年）

結局、この問題は、その不動産の登記を住宅取得資金の出資割合に応じて米国籍の夫90%, Kさん10%と、錯誤登記として事後訂正して決着済み

156) 米国在住のKさんの日本の贈与税のケーススタディ

この問題のポイントは以下の2点

- 1) Kさんは、何処の税務上の居住者か、日本か米国か
- 2) 原則的に、税務上の居住国が日本なら日本の贈与税が掛かり、米国なら米国の贈与税が掛かる。しかし、その国の非居住者でも贈与税が掛かる場合もあり、要注意

156) 米国在住のKさんの日本の贈与税のケーススタディ

日本・米国、及び参考として英国の税務上の居住者の定義

	日本	米国	英国
税務上の居住者の定義	日本国内に個人としての生活の本拠である住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人 日本・海外の滞在日数の一番多い国・生計一親族の所在国・職業・資産の所在国の客観的事実を総合的に判定	米国の永住権（Green Card）を持っていれば無条件に居住者 その年の滞在日数＋前年の滞在日数の1/3＋前々年の滞在日数の1/6の合計が183日以上、且つその年に31日以上滞在している（Closer Connection Exception・租税条約の例外有り）	英国滞在日数（183日以上・未満）・職業・家族・住居の有無等によって、4月6日から翌年4月5日までの各税年度ごとに判断される （SRT Statutory Residence Test）



<https://shukatsuweb.net/wp-content/uploads/2025/04/TaxResidency.pdf>

156) 米国在住のKさんの日本の贈与税のケーススタディ

- * Kさんは、今後も米国の永住権（Green Card）を保持して、米国と日本の二重生活を送るのか、又は米国の永住権を放棄して日本に本帰国するのかを明確にする必要有り。一年以上米国を離れると、英国の永住権が失効する恐れ有り（最長2年有効の米国の再入国許可証の事前入手をお勧め）
- * 一方、日本の住民登録は一年以上滞在する事が目安となっている
- * 米国か日本のどちらの税務上の居住者かによって、所得税・譲渡所得税・贈与税・相続税・住民税・社会保険料等を米国・日本のどちらで支払う義務が有るかが決まる
- * 日本の固定資産税は、所有者が日本の居住者・非居住者に拘わらず支払い義務有り



<https://shukatsuweb.net/wp-content/uploads/2025/04/TaxResidency.pdf>

156) 米国在住のKさんの日本の贈与税のケーススタディ

日本・米国、及び参考として英国の贈与税の比較

	日本	米国	英国
贈与税	有り	有り	無し
基礎控除	年110万円 + 20年以上婚姻関係にある 配偶者間の住宅の贈与は 2,000万円の非課税特例	米国籍同士の配偶者は、 無制限で非課税 米国籍と非米国籍の配偶者 は年 US\$190k/2,850万円 生涯US\$13.99m/21億円	N/A
税率	10%～55% + 税額控除	40%	非課税
備考			贈与者が贈与後7年未満 で死亡すると相続資産 に追加され40%～8%の 相続税が課税

<https://shukatsuweb.net/wp-content/uploads/2024/04/GiftTax.pdf>

156) 米国在住のKさんの日本の贈与税のケーススタディ

(参考情報)

＊英国には、そもそも贈与税は無く、配偶者間に拘わらず、誰が誰にいくら贈与しても贈与の時点では全額非課税

＊しかし、**PET Potentially Exempt Transfer (潜在的非課税贈与)** というルールがあり、贈与者が贈与後7年未満で死亡すると、その贈与は相続資産の一部と見做され、全相続資産が相続税の非課税枠を超えた場合は、その7年未満の贈与に対して受贈者が相応の相続税（3年未満で死亡40%、3～4年32%、4～5年24%、5～6年16%、6～7年8%、7年以上生存した場合は非課税）の支払い義務が有る



<https://shukatsuweb.net/wp-content/uploads/2024/04/GiftTax.pdf>